



福岡医発第1842号（地）
令和元年10月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

療担規則及び薬価規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正等について

令和元年9月30日付け厚生労働省告示第136号をもって療担規則及び薬価規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部が改正され、令和元年10月1日より適用とされた旨、日本医師会より通知がありました。

概要といたしましては、薬価基準告示に掲載されている医薬品であり、かつ揭示事項等告示の別表第5（令和元年3月31日まで）に掲載されている医薬品のうち、今般の消費税引き上げに伴う診療報酬改定により、薬価基準告示上の名称が銘柄別又は統一名収載方式に変更となる医薬品について、追加又は削除を行い、改定後の薬価基準告示に合わせる改正を行うものとなっております。

なお、本改正は法令技術的な規定の整備を行うものであり、取扱い等を変更するものではありません。

つきましては、本件に関し、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

（添付資料）

1. 官報（令和元年. 9. 30 第126号抜粋）
2. 療担規則及び薬価規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について
（令和元年. 9. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課長）

日医発第 693 号（保 136）
令和元年 10 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正について

令和元年 9 月 30 日付け厚生労働省告示第 136 号をもって揭示事項等告示の一部が改正され、令和元年 10 月 1 日より適用されることとなりました。また同日付けで、関連する通知が示されましたので併せてお知らせいたします。

概要といたしましては、薬価基準告示に掲載されている医薬品であり、かつ揭示事項等告示の別表第 5 (令和元年 3 月 31 日まで)に掲載されている医薬品のうち、今般の消費税引き上げに伴う診療報酬改定により、薬価基準告示上の名称が銘柄別又は統一名収載方式に変更となる医薬品について、追加又は削除を行い、改定後の薬価基準告示に合わせる改正を行うものとなっております。

なお、本改正は法令技術的な規定の整備を行うものであり、取扱い等を変更するものではありません。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」を予定しております。

(添付資料)

1. 官報（令和元年. 9. 30 号外第 126 号抜粋）
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正について
（令和元年. 9. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

○厚生労働省告示第百三十六号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

第 5 表別				第 5 表別			
品名	第 1 部	内 用	薬 規 格 単 位	品名	第 1 部	内 用	薬 規 格 単 位
(略)	(あ) ~ (え)	(略)		(略)	(あ) ~ (え)	(略)	
(略)	(お)			(略)	(お)		
(略)	(か) ~ (ろ)	(略)		(略)	(か) ~ (ろ)	(略)	
(略)	(あ) (略)			(略)	(あ) (略)		
(略)	(え)			(略)	(え)		
(略)	(お) ~ (り)	(略)		(略)	(お) ~ (り)	(略)	
(略)	(あ) ~ (の)	(略)		(略)	(あ) ~ (の)	(略)	
(略)	(は)			(略)	(は)		
(略)	(ひ) ~ (ろ)	(略)		(略)	(ひ) ~ (ろ)	(略)	
(略)	(あ)			(略)	(あ)		
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			

① 糖液注5% 「第一三共」 ② 糖液注20% 「第一三共」 ③ 糖液注50% 「第一三共」	(か) ～ (と) (略)		④ ナタジール点滴静注用250mg 250mg 1瓶
	(な)		
	(ほ) ・ (ま) (略)		
	外用薬 (略)		
	(新設)		
	第5部 追 補 (2)		
	内 用 薬		
	品 名		
	規 格 単 位		
	(ち)		
チスタメット錠200mg			
200mg 1錠			
(む)			
ムコソレート錠15mg			
15mg 1錠			
品 名			
注 射 薬			
規 格 単 位			
(あ)			
アダントデイスボ関節注25mg			
1%2.5mL 1筒			
(と)			

事 務 連 絡
令和元年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の
一部改正について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和元年厚生労働省告示第136号をもって改正され、令和元年10月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

- （１） 本告示は、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 87 号）の 10 月 1 日からの適用に伴い、銘柄別又は統一名収載方式に変更のあった医薬品について、揭示事項等告示の別表第 5 〜 6 品目（内用薬 2 品目及び注射薬 4 品目）を追加し、6 品目（内用薬 3 品目及び注射薬 3 品目）を削除するものであること。

なお、本改正は法令技術的な規定の整備を行うものであり、取扱い等を変更するものではないこと。

- （２） （１）により揭示事項等告示の別表第 5 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 1 9	9 7	1 0 3	0	4 1 9

(参考 1)

揭示事項等告示

別表第 5（令和元年 3 月 31 日まで）へ追加する医薬品

No		品名	成分名	規格単位
1	内用薬	チスタメット錠200mg	シメチジン	200mg 1 錠
2	内用薬	ムコソレート錠15mg	アムプロキシソール塩酸塩	15mg 1 錠
3	注射薬	局 アダントディスボ関節注25mg	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 %2. 5mL 1 筒
4	注射薬	局 糖液注 5 %「第一三共」	ブドウ糖	5 %20mL 1 管
5	注射薬	局 糖液注20%「第一三共」	ブドウ糖	20%20mL 1 管
6	注射薬	局 糖液注50%「第一三共」	ブドウ糖	50%20mL 1 管

(参考2)

揭示事項等告示

別表第5（令和元年3月31日まで）から削除する医薬品

No		品名	成分名	規格単位
1	内用薬	局 オロパタジン塩酸塩錠2.5mg「マヤ」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1錠
2	内用薬	局 バルサルタン錠40mg「サノフィ」	バルサルタン	40mg 1錠
3	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「サノフィ」	バルサルタン	80mg 1錠
4	注射薬	局 アクチオス点滴静注用250mg	アシクロビル	250mg 1瓶
5	注射薬	局 エダラボン点滴静注30mg「ファイザー」	エダラボン	30mg20mL 1管
6	注射薬	局 ナタジール点滴静注用250mg	アシクロビル	250mg 1瓶